

新旧対照表

「不服審査基本通達（審査請求関係）の制定について」（法令解釈通達）

※アンダーラインが改正部分

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 審査請求</p> <p>第99条 <u>《国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決》</u> 関係</p> <p>（法令解釈の重要な先例）</p> <p>99-1 法第99条第1項の「他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするとき」とは、法令の解釈に関する国税庁長官通達が存在しない場合であつて、裁決で採用しようとする法令の解釈が他の処分を行う際における重要な先例となると認められるときをいう。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 審査請求</p> <p>第99条 <u>《国税庁長官の指示等》</u> 関係</p> <p>（法令解釈の重要な先例）</p> <p>99-1 法第99条第1項の「他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするとき」とは、法令の解釈に関する国税庁長官通達が存在しない場合であつて、裁決で採用しようとする法令の解釈が他の処分を行なう際における重要な先例となると認められるときをいう。</p> <p><u>（国税庁長官の指示と議決との関係）</u></p> <p><u>99-2 法第99条第2項の規定により国税庁長官が審判所長に対し国税審議会の議決に基づいて審判所長の意見と異なる指示をした場合における裁決は、担当審判官および参加審判官の議決にかかわらず、当該指示したところにより行なわなければならないことに留意する。</u></p>